

病院・診療所等の防火体制に係る実態調査(中間報告)

厚生労働省医政局指導課

今後の有床診療所等の防火対策を考えていく資料とするため、平成25年11月1日付け厚生労働省医政局指導課長通知「病院・診療所等の防火体制に係る実態調査の実施について(依頼)」により、防火体制の実態調査を行っており、当該調査の一次〆切分について中間報告を行う。

調査対象 : 病院、診療所及び助産所
(※診療所は有床診療所(歯科を含む)に限る。また、助産所は入所施設を有する助産所に限る。)

調査基準日: 平成25年11月1日

調査内容 : ①防火設備(スプリンクラー・防火戸等)の設置状況
②防火対策の体制整備状況

中間報告 : 調査内容①について、一次〆切(平成25年12月6日)までに提出のあった分について中間報告

今後の予定: 最終〆切(平成26年1月末)に提出されたデータを加え、最終とりまとめ予定

有床診療所等におけるスプリンクラー設置状況

施設種別	回収状況(施設数)			全棟数	病床・入所施設を持つ棟の数	スプリンクラーを未設置である棟の数(病床・入所施設を持つ棟)													スプリンクラーの未設置割合
	配布	回収	回収率			100㎡未満	100-200㎡	200-300㎡	300-500㎡	500-700㎡	700-1,000㎡	1,000-1,500㎡	1,500-3,000㎡	3,000-6,000㎡	6,000㎡以上	不明その他	無回答	合計	
有床診療所	9,184	6,652	72%	7,847	6,847	22	112	215	719	944	1,420	1,647	860	76	22	45	171	6,253	91%
病院	8,543	7,042	82%	16,698	11,493	24	29	25	102	144	332	591	1,779	439	29	24	48	3,566	31%
助産所	382	204	53%	207	206	17	78	46	28	4	3	0	1	0	0	6	13	196	95%
合計	18,109	13,898	77%	24,752	18,546	63	219	286	849	1,092	1,755	2,238	2,640	515	51	75	232	10,015	54%

※スプリンクラーの設置については、消防法施行令第12条第1項第4号により、病院3,000㎡以上、診療所・助産所6,000㎡以上の棟には、設置義務が課されることとなるが、当該床面積の算定方法が、以下のとおり定められているため、棟の延べ床面積と単純比較ができない場合がある。

○同一建築物であっても、防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、それぞれ別の防火対象物とみなす。

○消防法施行規則第13条第2項にある部分(耐火構造の壁及び床で区画された小規模な部分)は、基準となる床面積に算定しない。 等

有床診療所等における防火戸設置状況

施設種別	回収状況(施設数)			全棟数	防火戸等の設置枚数											
	配布	回収	回収率		開閉式防火戸										常時閉鎖式防火戸	防火シャッター
					温度ヒューズ式	煙感知式(システム連動型)	煙感知式(システム非連動型)	炎感知式	熱煙複合式感知器	その他	不明	合計	堅穴区画における遮煙性能を有しない防火戸の数(再掲)			
有床診療所	9,184	6,652	72%	7,847	894	11,154	2,154	479	888	4,269	1,001	20,839	1,932	10,727	2,517	
病院	8,543	7,042	82%	16,698	4,180	140,818	17,045	2,095	3,942	45,992	4,162	218,234	14,260	94,969	31,213	
助産所	382	204	53%	207	0	15	12	0	0	38	0	65	12	24	5	
合計	18,109	13,898	77%	24,752	5,074	151,987	19,211	2,574	4,830	50,299	5,163	239,138	16,204	105,720	33,735	

【参考】防火区画と防火戸(建築基準法施行令第112条)

●防火区画

建築物内で発生した火災の拡大を防止することを目的に、①一定面積毎の区画(面積区画)、②階段、吹抜等を他の部分との区画(堅穴区画※)等を規定。

※堅穴区画：耐火・準耐火建築物で吹抜、階段、昇降機の昇降路の部分等

<例外>避難階の直上階又は直下階のみに通ずるもので内装及び下地を不燃材料としたもの等

●防火戸

防火区画の壁の開口部には防火戸を設置する必要があり、設置される箇所(防火区画の種類等)により要求される性能が異なる。特に、堅穴区画等に設ける防火戸(令第112条第2号)については、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ常時閉鎖式又は煙の感知により自動的に閉鎖する随時閉鎖式とする必要がある※。

※堅穴区画等に設ける防火戸は昭和49年より煙感知式(随時閉鎖の場合)のものとなっており、それ以前に建築された建築物で「遮煙性能を有しないもの」や「温度ヒューズ(熱感知)式」のもの等は、増改築等する際、改修が必要となる。